

事業系一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書(案)

1 案件名

事業系一般廃棄物収集運搬業務委託

2 収集場所

魚沼基幹病院（南魚沼市浦佐 4132 番地）

3 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

受託者は魚沼基幹病院（以下「病院」という。）から排出される事業系一般廃棄物（可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ）（以下、「廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）及びその他関係法令に従い、袋等に入った状態で集積された事業系一般廃棄物を病院廃棄物保管庫から収集し、処理施設まで積替・保管及び区間委託することなく適正に運搬するものとする。

5 処理施設

エコプラント魚沼（魚沼市中島 707 番地 1）

※ただし、資源ごみ及びリサイクルが可能なものは、処理施設とは別のリサイクル業者へ運搬し、再生処理とする。

※エコプラント魚沼の施設上の理由により処理ができない場合の取扱いについては、別途協議のうえ定めるものとする。

6 廃棄物の種類及び内容

種類	内容	収集頻度
燃やせるごみ	紙類、生ごみ、木・革類、ペットボトルなど	毎日 (日曜・祝日を除く)
燃やせないごみ	空き缶、空き瓶、乾電池、金属、ガラス類、陶磁器、体温計、傘など	毎日 (日曜・祝日を除く)
資源ごみ	段ボール、新聞紙、雑誌など	毎日 (日曜・祝日を除く)

※ゴールデンウィークや年末年始などの長期休暇において、病院より事前に依頼があった場合は、双方協議のうえ、収集運搬を行うものとする。

7 収集時間

別途協議するものとする。

8 廃棄物の保管場所

病院廃棄物保管庫にて保管する。

9 廃棄物の収集運搬

収集運搬にあたり、車両が空車の状態から廃棄物を積み込むこととし、積み込み後は他施設に寄ることなく速やかに処理施設へ搬入することとする。

10 検量証明書等の提出

受託者は、廃棄物収集の都度検量し、検量証明書等を病院に提出すること。

11 業務報告書の提出

受託者は、毎月、業務実績報告書を作成し、病院に提出すること。

12 損害賠償責任

受託者の責めに帰すべき事由により、病院又は第三者に損害を与えたときは、受託者がその責を負うものとする。

13 費用区分

(1) 受託者負担

- ア 廃棄物の収集運搬に必要な経費
- イ 上記に付随するその他の費用

(2) 病院負担

- ア 廃棄物を入れるビニール袋
- イ 廃棄物を院内で保管するための費用

14 業務の再委託

受託者は、委託された収集運搬業務を第三者に再委託してはならない。

15 守秘義務

受託者は、業務上知り得た委託者の情報を第三者に漏らしてはならない。

16 支払

(1) 収集運搬にかかる費用

当該月の費用につき、翌月 10 日までに請求書を提出するものとし、支払は翌月末までに行うこととする。

(2) 処理にかかる費用

燃やせるごみ及び燃やせないごみの処理にかかる当該月の費用は、エコプラント魚沼が定める料金（10 kgごとに 50 円。内税）を、受託者にてエコプラント魚沼に立替払のうえ、上記(1)と併せて請求するものとする。この場合、請求書の提出及び支払いについては、上記(1)と同様とする。

資源ごみの処理にかかる費用は、無償とする。

17 その他

- (1) 受託者は取り扱う廃棄物の性質を理解し、業務実施に当たっては、廃棄物の厳重管理に

努めなければならない。

- (2) 業務実施に当たっては、あらかじめ病院の承認した車両を使用しなければならない。
- (3) 受託者は、業務実施状況につき常に病院の指導監督を受けるものとする。
- (4) 受託者は、廃棄物の収集運搬作業においては、当院利用者、通行人等に危険を及ぼさないよう注意するとともに、廃棄物が飛散し、又は流出しないよう注意しなければならない。
- (5) 受託者は、当院に出入りし、作業する従業員の着用する被服については、あらかじめ当院の承認を得なければならない。
- (6) 受託者は、当院に出入りする従業員に対し、名札を着用させなければならない。
- (7) 病院敷地内は禁煙とする。